市第31号議案

東寺尾第 461 号線等市道路線の認定及び廃止 次のように市道の路線を認定し、及び廃止する。 令和 6 年 9 月 10 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

認定する路線

) PH////			
路	線名	起 終	点 点	備 考 (参考図番号)
東寺尾	第461号線	鶴見区鶴見一丁目2番の9地先 同 区同 1,410番の85		
東寺尾	第462号線	鶴見区鶴見一丁目2番の8地先 同 区同 1番の41地先		fotos a El
東寺尾	※ 第463号線	鶴見区鶴見一丁目23番の3地先 同 区同 1番の43地先		第 1 号
東寺尾	第464号線	鶴見区鶴見一丁目28番の3地先 同 区同 23番の3地先		
山元町	丁 第449号線	中区仲尾台101番の2地先 同区同 102番の2地先		第 2 号
仏向町	丁 第334号線	保土ケ谷区藤塚町175番の2地 同 区同 町174番の5地		第 3 号
四季美台	3 第507号線	旭区南本宿町61番の8地先 同区同 町59番の1地先		第 4 号
師 岡	別 第414号線	港北区師岡町348番の5地先 同 区同 町349番の1地先		第 5 号
戸塚	家 第581号線	戸塚区戸塚町4,700番の6地先 同 区同 町4,696番地先		第 6 号
目 黒	景 第158号線	瀬谷区瀬谷町7,321番地内 旭区上川井町3,407番の1地内		
上川井	牛 第150号線	旭区上川井町3,299番の1地内 瀬谷区瀬谷町7,449番の5地内		第7号
深	· 第229号線	瀬谷区中屋敷三丁目18番の1地 同 区瀬谷町7,449番の5地内	 !先 	

廃止する路線

j	路	線	名	起 点 終 点	備 考 (参考図番号)
師		岡	第51号線	鶴見区駒岡一丁目322番の1地先 同 区同 313番の6地先	第8号
東	寺	尾	第350号線	鶴見区岸谷三丁目1,633番の11地先 同 区東寺尾東台2,147番の29地先	
東	寺	尾	第362号線	鶴見区鶴見一丁目2番の1地先 同 区同 4番の8地先	
東	寺	尾	第363号線	鶴見区鶴見一丁目1番の1地先 同 区同 23番の1地先	
東	寺	尾	第364号線	鶴見区鶴見一丁目1番の34地先 同 区同 同番の43地先	第1号
東	寺	尾	第371号線	鶴見区鶴見一丁目23番の9地先 同 区同 1番の32地先	<i>h</i> 1 <i>h</i>
東	寺	尾	第426号線	鶴見区鶴見一丁目4番の1地先 同 区同 1番の41地先	
東	寺	尾	第427号線	鶴見区岸谷四丁目1,412番の4地先 同 区同 同 番の2地先	
東	寺	尾	第452号線	鶴見区鶴見一丁目1番の3地先 同 区同 1,408番の1地先	
山	元	町	第179号線	中区仲尾台101番の2地先 同区同 102番の11地先	第 2 号
仏	向	町	第74号線	保土ケ谷区新桜ケ丘二丁目141番地先 同 区藤塚町76番の9地先	第3号
仏	向	町	第98号線	保土ケ谷区新桜ケ丘二丁目174番の55地先 同 区藤塚町174番の72地先	уз 3 -5
保	土ケ	谷	第74号線	保土ケ谷区岩井町439番の5地先 同 区同 町438番の4地先	第 9 号
四名	季 美	台	第465号線	旭区南本宿町61番の8地先 同区同 町58番の2地先	
四名	季 美	台	第468号線	旭区南本宿町47番の1地先	

			ļ i
四季美台	第469号線	旭区南本宿町47番の1地先 同区同 町同番の10地先	第 4 号
四季美台	第472号線	旭区南本宿町50番の4地先 同区同 町58番の2地先	
大池	第52号線	旭区南本宿町60番の5地先 同区同 町59番の7地先	
荏田北部	第95号線	青葉区荏田町1,414番の1地先 同 区同 町1,474番の4地先	第 10 号
戸塚	第13号線	戸塚区戸塚町4,691番の2地先 同 区同 町4,700番の6地先	ж с п
戸塚	第85号線	戸塚区戸塚町4,697番の3地先 同 区同 町4,680番の4地先	第6号
戸塚	第273号線	戸塚区上倉田町1,073番の1地先 同 区同 町1,077番の12地先	第 11 号
和泉町	第28号線	泉区和泉中央北四丁目4,597番の3地先 同区同 4,596番の3地先	第 12 号
上瀬谷	第66号線	瀬谷区瀬谷町5,637番の2地先 同 区同 町5,586番の1地先	
上瀬谷	第109号線	瀬谷区瀬谷町5,637番の1地先 同 区相沢七丁目55番の2地先	第 13 号
上瀬谷	第369号線	瀬谷区瀬谷町5,586番の3地先 同 区相沢七丁目55番の1地先	

提案理由

東寺尾第461号線等の路線を市道に認定し、及び師岡第51号線等の市道路線を廃止したいので、道路法第8条第2項及び第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により提案する。

参考

道路法 (抜粋)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 (第1項省略)

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

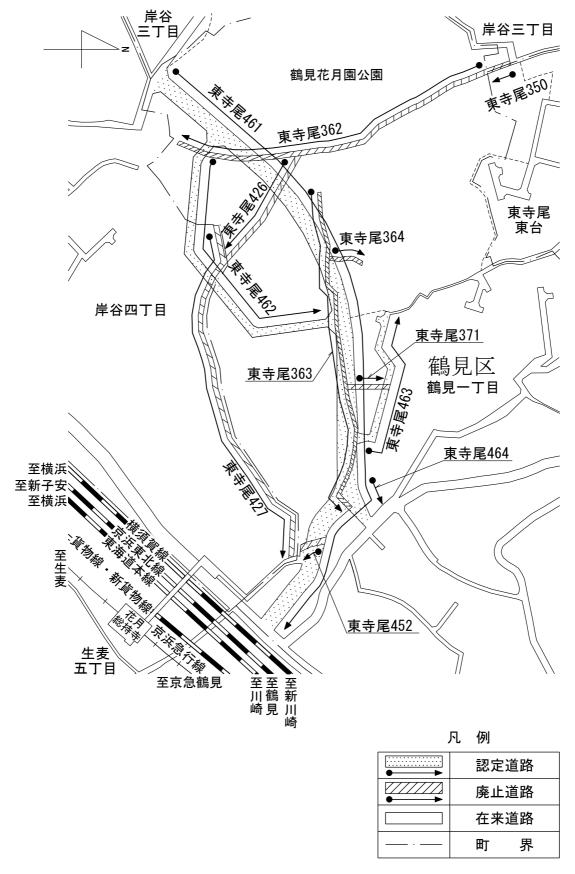
(第3項から第5項まで省略)

(路線の廃止又は変更)

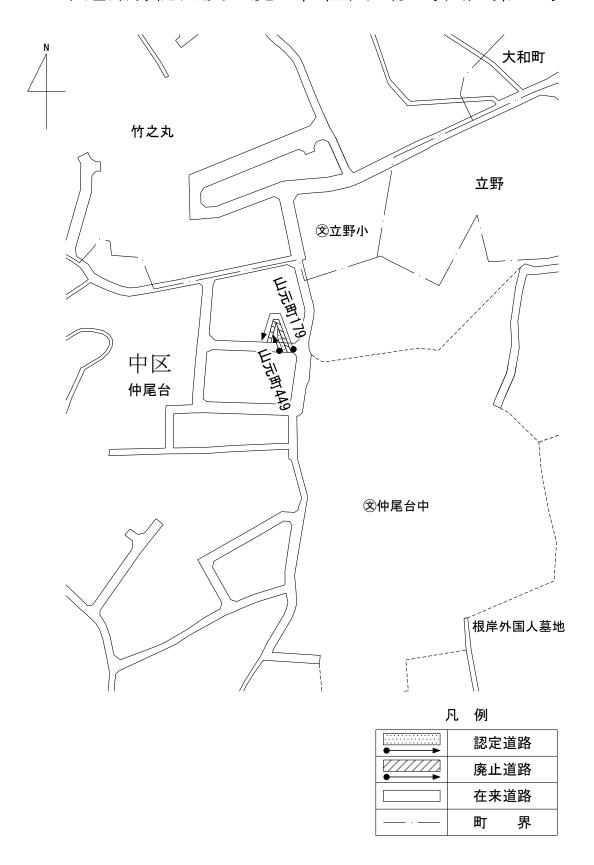
第10条 (第1項及び第2項省略)

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定に よる都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項か ら第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路 線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

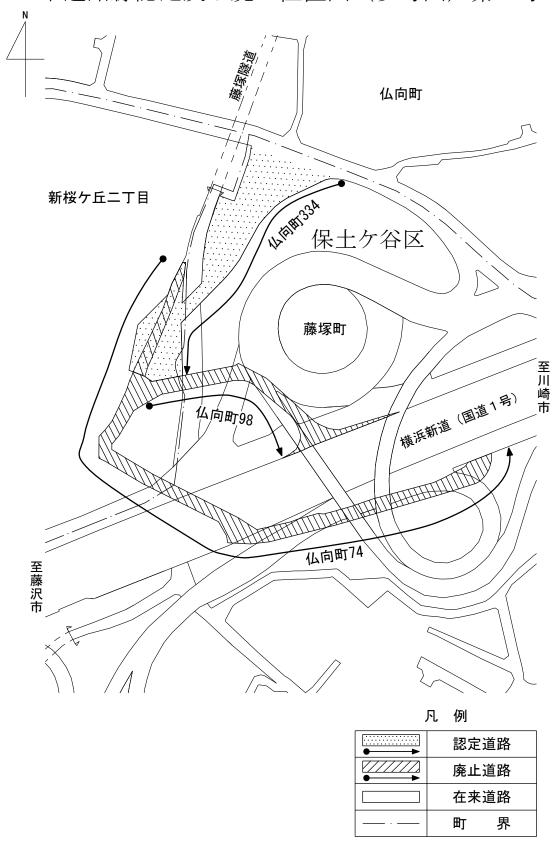
市道路線認定及び廃止位置図 (参考図) 第1号



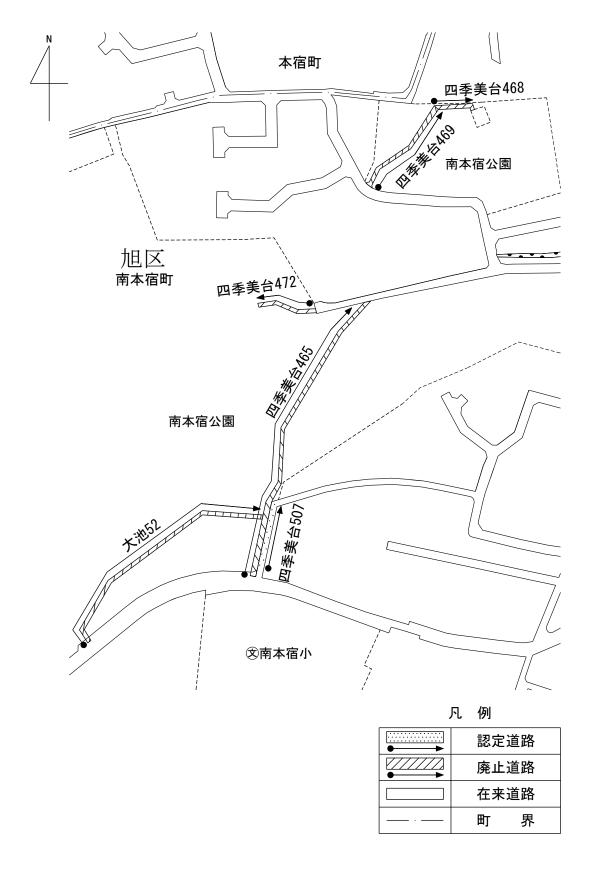
市道路線認定及び廃止位置図 (参考図) 第2号



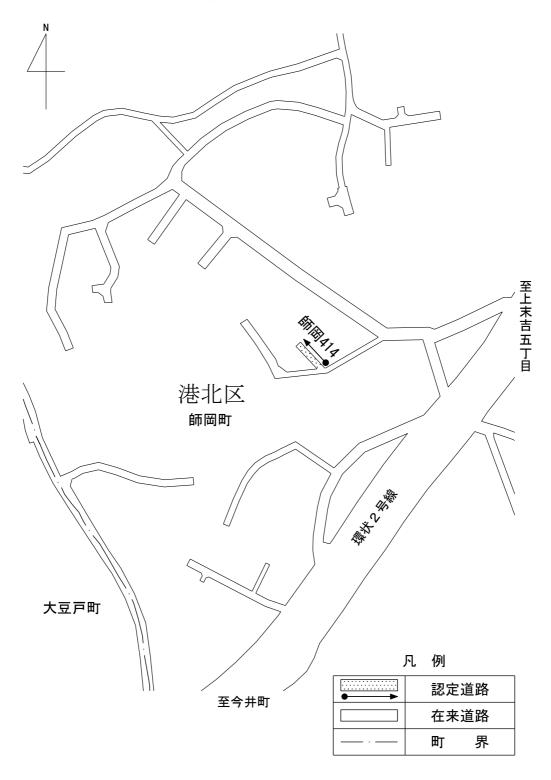
市道路線認定及び廃止位置図(参考図)第3号



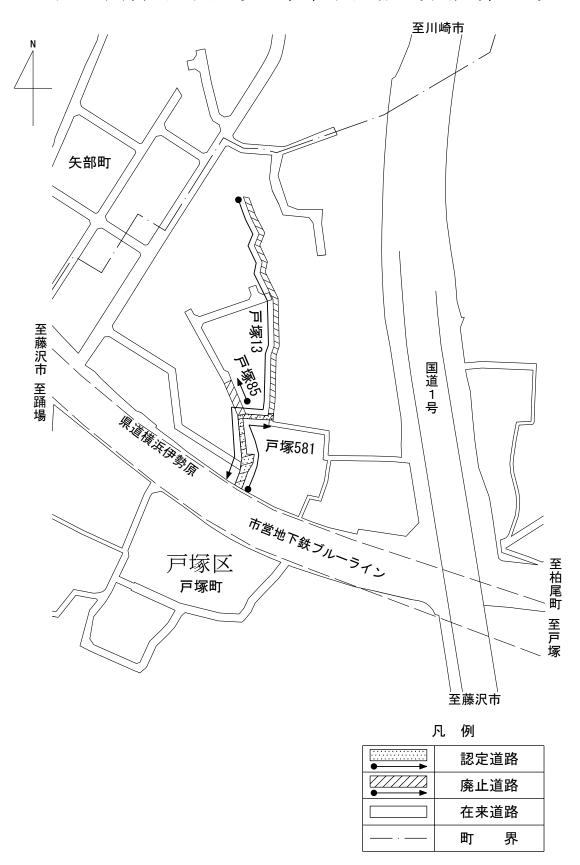
市道路線認定及び廃止位置図(参考図)第4号



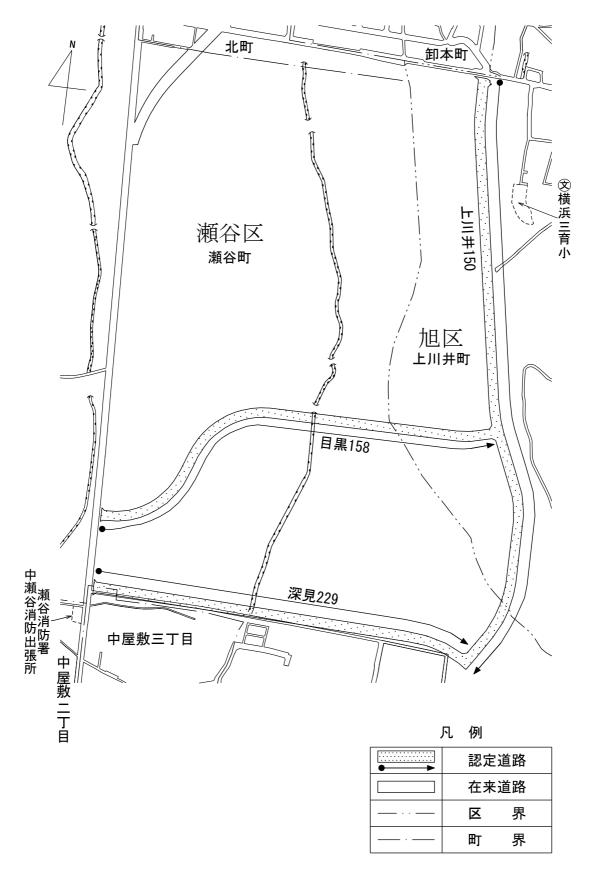
市道路線認定位置図(参考図)第5号



市道路線認定及び廃止位置図(参考図)第6号



市道路線認定位置図(参考図)第7号



市道路線廃止位置図(参考図)第8号

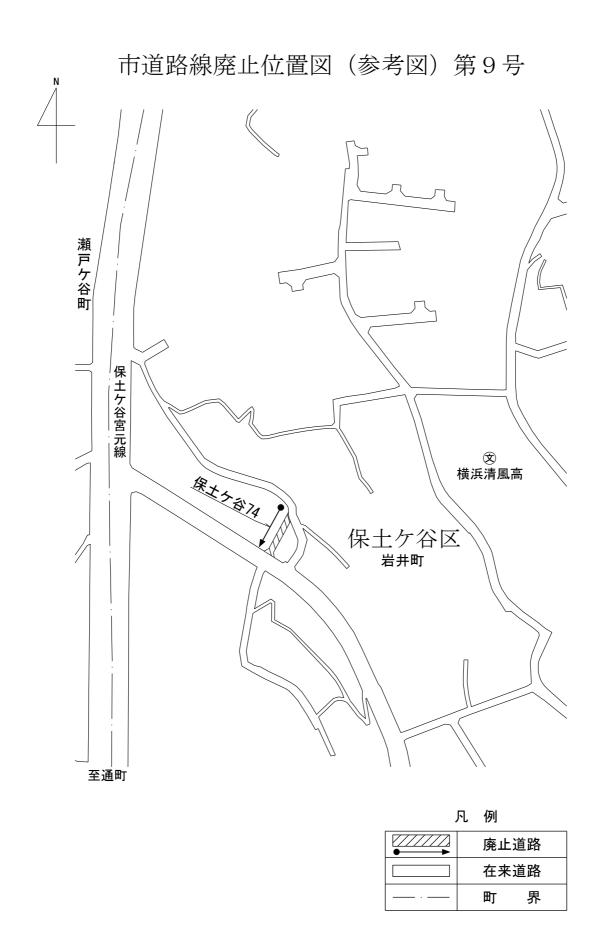


 凡
 例

 戶 廃止道路

 上 在来道路

 一 町
 界



149

市道路線廃止位置図(参考図)第10号



市道路線廃止位置図(参考図)第11号



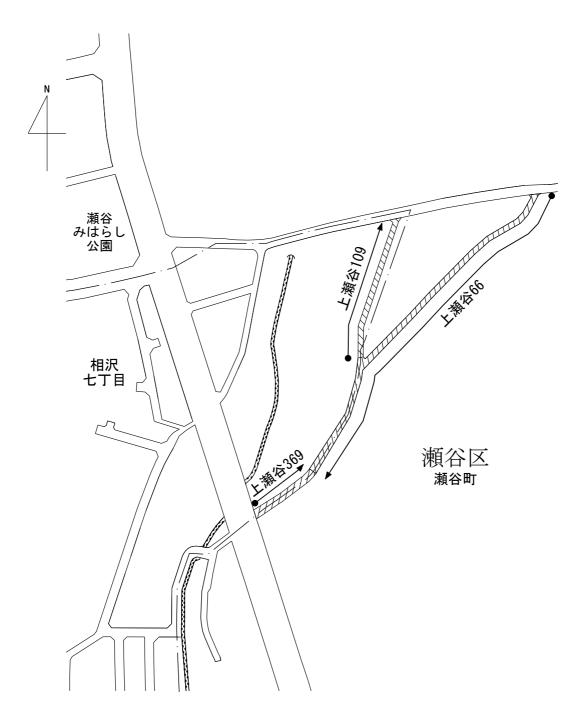
•	凡	例
✓ /////		廃止道路
		在来道路

市道路線廃止位置図(参考図)第12号



J	孔 例	
	廃止道	路
	在来道	路
	町	界

市道路線廃止位置図(参考図)第13号



 凡
 例

 廃止道路 在来道路

 町 界